

広島市 農業委員会だより

平成29年夏号(33号)

発行:広島市農業委員会 ☎(082)568-7755

〒732-8510 東区東蟹屋町9番38号(東区役所内)

ネギの水耕栽培 ～1年中 美味しいネギを～

^すみ^だ ^{のり}あ^き
住田 紀昭 さん (佐伯区八幡三丁目)



佐伯区八幡の住田紀昭さん(65歳)は、18年前から、青ネギの水耕栽培をされています。

大規模に栽培しても、安定した生産・経営ができることに魅力を感じ、県の補助制度を利用し水耕栽培施設を整備。御自身で、水耕栽培に適したネギの品種の選定や施設と水の管理など、研究を重ねてこられました。

周辺環境の変化等の影響で、水質が変わり、ネギが根をはらなかつた年が数年あったことや病気にかかり、娘さんの助けを借りて経営した時期があったことなど、ハウスいっぱいに青々と育ったネギの前で、これまでの苦勞を語っていただきました。

当初200㎡で始めた施設は、現在、約1,000㎡に拡大。JA広島市の契約栽培農家となり、年間5～6回収穫し、一年中、美味しい青ネギを出荷されています。「施設としては年にもう2～3回収穫を増やせるのだけど」と言いながらも今の状態が、ワーク・ライフ・バランスがとれて丁度いい仕事量だそうです。

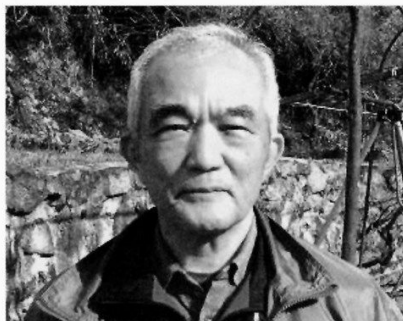
また、農事研究会にも参加され、地域の農業の中心となり、地元にも大きく貢献されています。

(取材:谷口 迪生 委員)

地域の農地を守る。安芸区の遊休農地を解消

農地利用最適化推進委員の取組

安芸区上瀬野 ^{なかの} 中野 ^{まさゆき} 雅之さん



中野さんは、平成22年6月から6年間、農業委員をされた後、平成28年7月から農地利用最適化推進委員に就任され、農地の利用状況調査や農地のあっせん等の活動を行っています。

農業は妻の祐子さんと二人三脚で行っており、祐子さんは瀬野川農事研究会に所属されています。

委員活動で地元の農地を見ていると、高齢化や労働力不足等により、遊休農地が増えており、気にかかっていましたが、農地を借りて耕作してくれる人が、なかなか見つかりませんでした。

そんな中、JA安芸から農業参入の話があり、農地を有効活用したいと考えていた中野さんは、自分が所有する農地の周辺の所有者に働きかけ、自分の所有地を含めた1.1haの農地をJA安芸にあっせんしました。

JA安芸では、整備した農地でスイートコーン、ピーマン、キャベツ等を露地で栽培し、ハウスではトマトを栽培しています。今後、これらの品目のほか、なす等を栽培していく予定だそうです。

中野さんは、「広々とした農地に多くの作物が栽培されていると地域も明るくなったように感じます。今後も農地の有効活用を推進し、遊休農地の解消に努めていきたい。」とおっしゃっていました。

引き続き農地利用最適化推進委員として、農業・農地を守り、地域の発展につながる活動をされることを期待しています。



活用された農地でのピーマン栽培



農業研修用ハウスの見学

農業委員会管内農業視察研修

平成29年1月19日に、農業委員8名、農地利用最適化推進委員24名が視察研修を行いました。

まず、広島市農業振興センターで行われている、農業研修を見学しました。その後、安佐南区沼田町へ移動し、昨年5月にオープンした「Oishi吉山」内の産直市と“ひろしま活力農業”経営者育成事業第13期生の山本真也さんの農園を見学しました。山本さんは「農業を

続けることで、農村の風景を守る。」という思いをもって、農業経営をしておられます。

平成28年度に新たに就任した委員や農地利用最適化推進委員も含めて、今回の研修で、広島市管内の農業の状況や農地の有効活用等についての理解を深めることができました。

市長と農業者との懇談会

平成29年2月2日、農業委員会と広島市農業振興協議会は、JA広島市本店で、「市長と農業者との懇談会」を開催しました。

懇談会には、農業者等約80名の参加があり、4名の農業者が、「農業で輝くひと」をテーマに、事例発表を行いました。

安佐南区沼田町阿戸の農事組合法人からは、戸山の代表的な郷土料理の一合寿司の紹介や加工所の設置による6次産業化への取り組みについて、安佐北区安佐町久地のスローライフで夢づくり研修を修了した新規就農者からは、地域に移住しての野菜栽培の活動状況について、安芸区の農地利用最適化推進委員からは、遊休農地の活用とJA安芸の農業参入への支援について、佐伯区湯来町の上多田みらいプロジェクトからは、半農半X生活の実践について発表がありました。

松井市長は、「皆さんのアイデアで取り組んでおられる地域の活性化に向けた取組がもっと広がるように、行政としても可能な限り支援していきたいと思います。」と述べられました。



農業委員会先進地視察研修

平成29年2月24日に、農業委員10名、農地利用最適化推進委員25名で香川県三豊市の農業委員会を視察研修しました。

三豊市農業委員会では、平成25年度に委員の提案で年間1人30aを目標にして、遊休農地の「一人一筆解消運動」を開始し、平成26年度は41ha、27年度は22ha、28年度は88haの遊休農地が解消されています。

JA香川県は、農家の高齢化や耕作放棄地対策として平成28年に、初の直営農場「三豊農場」を設立。経営面積は約80aで、レタス、ブロッコリー、枝豆、スイートコーン等を栽培しています。農地は、三豊市に駐在する農地中間管理機構のコーディネーターがあっせんしており、今後37aを追加して経営拡大する予定です。

また、三豊市の農業委員と農地利用最適化推進委員の役割の分担、連携についても詳しく教えていただきました。この度の視察研修を、今後の委員会活動に反映させていきます。



農業委員会では農地の利用最適化を推進するために農地を巡回し、 利用状況等の調査を行っています。

調査への御理解と御協力をお願いします。

1 農地利用状況調査

農業委員会では、毎年農地法第30条に基づき農地の利用状況についての調査を実施しています。

2 農地利用意向調査

農地法第32条に基づき、遊休農地の所有者に対して、自ら耕作するか、農地中間管理事業を利用するか（農業振興地域内）、誰かに貸し付けるか等の意向を調査します。

「所有地及び耕作地に関する申告書兼農地基本台帳」の提出について

「所有地及び耕作地に関する申告書兼農地基本台帳」は、毎年8月1日現在における農地の耕作や貸付状況等を調査するため、原則、借入地を含め10a以上の農地を耕作している農家の方に申告していただいています。

この申告をもとに、農業委員会で各農家の農地基本台帳を作成します。この農地基本台帳が、農地法に関する諸申請の審査や各種証明書の発行などを行うために必要な基礎情報となりますので、必ず申告してください。

なお、申告書は、各地区の生産区長を通じて配布しますので、必要事項を記入のうえ、生産区長へ提出してください。また、一部の農家の方には、申告書を農業委員会から直接送付しますので、必要事項を記入のうえ、農業委員会へ返送してください。

農地を転用するときは農地法の許可が必要です

農地を住宅や工場等の建物敷地、資材置場、駐車場など農地以外の用途に転換するときは、農地転用の手続きが必要です。一時的に資材置場や駐車場として利用する場合なども転用に当たります。

- ・ 農地の所有者が自ら農地を転用する場合 → 農地法第4条の許可
 - ・ 転用を目的に農地を買ったり借りたりする場合 → 農地法第5条の許可
- (市街化区域内の転用については、農業委員会への農地法第4条・第5条の届出が必要です。)

農地に関する手続きに必要な申請・届出様式は広島市ホームページで入手できます。

広島市のホームページ (<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>) から、電子行政サービス (各種申請・予約等) > 申請・届出様式 > 住まい・土地・建物 > 農地に関する手続き申請様式 へ進んでください。

農業者年金に加入しましょう！

◇農業者の方なら広く加入できます

国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人はだれでも加入できます。農地を持っていない農業者、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

◇少子高齢化時代に強い年金です

加入者の積み立てた保険料とその運用益を、将来受け取る年金の原資とし、この年金原資により将来受け取る年金額が決まる確定拠出型の積立方式を採用しています。このため、受給者の数が増減しても影響を受けない、少子高齢化時代でも安心できる制度です。

◇保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます。(月額2万円から6万7千円まで千円単位で自由選択)

◇終身年金で80歳までの保証付きです

年金は65歳から生涯受け取ることができます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。

◇公的年金ならではの税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税(支払った保険料の15～30%程度)につながります。

◇農業の担い手には、手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります

39歳までに加入、認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手になる方には、国から月額最高1万円の保険料補助を受けることができます。



～ お問い合わせは、農業委員会事務局または最寄りの農協まで ～